

# 保安規程変更届出書

令和 2 年 12 月 25 日

中部近畿産業保安監督部長 殿

〒543-0021

住所 大阪市天王寺区東高津町 12-10

氏名 社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会  
理事長 石田 易司



A-53427

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第 42 条第 2 項の規定により届け出ます。

<p>変 更 の 内 容</p>	<p>事業場の名称 大阪市舞洲障害者スポーツセンター「アミティ舞洲」 及び所在地 大阪市此花区北港白津 2-1-46</p> <p>① 保安規程（一部）及び単線結線図の変更 発電設備のうち、常用発電機（100kw×2）について、エンジン損傷により修理不可能のため、保安規程の一部を変更したため。</p> <p>② 主任技術者選任又は解任届出書の変更 ①により需要設備の最大電力および発電所を削除のため</p>
<p>変 更 年 月 日</p>	<p>令和 2 年 12 月 25 日</p>

## 保 安 規 定

フリガナ	シャカイフクシホウジンオオサカシシヨウガイシャフクシ・スポーツキョウカイ				
設置者名	社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会				
事業場名	大阪市障害者スポーツセンター「アミティ舞洲」				
設置場所	大阪市此花区北港白津2-1-46			電話	06-6465-8200
主任技術者	フリガナ				
	氏名				
	資格	1種 2種 <b>3種</b>	勤務状態	<b>選任</b>	許可 兼任
需要設備	受電電圧	6.6 KV		電圧	6.6KV
	最大電力			出力	500KVA (非常用)
	契約電力	730KW			
	受電用遮断器	KW 12.5KA KW		用途	<b>非常用予備</b> <b>発電所</b>
保安規定	施工年月日	平成 17 年 4 月 1 日			
	改定年月日	令和 2 年 7 月 1 日			
	改定年月日	令和 2 年 12 月 25 日			

# 保安規定目次

## 第 1 章 総 則

第1条	目的
第2条	法令及び規定の遵守
第3条	細則の制定等

## 第 2 章 保 安 業 務 の 管 理 体 制

第4条	保安業務の管理組織
第5条	設備の管理契約
第6条	設置者及び総括管理者の義務
第7条	電気主任技術者の義務
第8条	電気主任技術者の職務
第9条	電気主任技術者の執務等
第10条	連絡責任者
第11条	従事者の義務
第12条	電気主任技術者不在時の措置

## 第 3 章 保 安 教 育

第13条	保安教育
第14条	保安に関する訓練

## 第 4 章 工 事 の 計 画 及 び 実 施

第15条	工事の計画
第16条	工事の実施

## 第 5 章 保 守

第17条	巡視、点検、測定等
第18条	事故の再発防止

## 第 6 章 運 転 又 は 操 作

第19条	運転又は操作等
------	---------

## 第 7 章 災 害 対 策

第20条	防災対策
------	------

## 第 8 章 記 録

第21条	記録等
------	-----

## 第 9 章 雑 則

第22条	責任分界点
第23条	需要設備の構内
第24条	危険の表示
第25条	測定器器具類の整備
第26条	設計図書類の整備
第27条	手続書類の整備
別図第1	保安業務執行組織
別図第2	需要設備の構内

## 第1章 総 則

### 【目 的】

第 1条 この規程は 株式会社 クレイブ（以下「当社」という。） 社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会大阪市舞洲障害者スポーツセンター「アミティ舞洲」（以下「当事業場」という。）における自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づきこの規程を定める。

### 【効 力】

第 2条 当事業場の設置者及び従業者は並びに当社が設備管理業務を委託した者 株式会社 クレイブ（以下「管理会社」という。）から派遣された従業者は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

### 【細則の制定等】

第 3条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を定めるものとする。

### 【規定等の改正】

第 4条 この規程の改正または前条に定める細則の制定あるいは改正にあたっては、電気主任技術者の参画のもとに立案し、管理会社の意見を求めて決定するものとする。

## 第2章 保安業務の運営管理体制

### 【保安業務の組織】

第 5条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する責任の所在を明確にし、並びに指揮命令系統及び連絡系統を明確にするため、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務を遂行する組織構成は次に定めるところによるものとする。

- 一 設備部部长（以下、「総括管理者」という）は保安業務を総括管理する。
- 二 保安業務の分掌及び関連する職位階層の職名及び担当業務区分並びに職務権限は添付組織図のとおりとする。
- 三 保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は添付組織図のとおりとする。

### 【設備の管理契約】

第 6条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用における保安に関する業務の実施は、当社と管理会社との間の契約によるものとする。

2 前項の契約には、次の各号について定めておくものとする。

- 一 管理する対象物件に関すること。

- 二 設備の総合管理契約に関する事。
- 三 契約の有効期限に関する事。
- 四 電気主任技術者の派遣に関する事。
- 五 電気主任技術者の選任に関する事。
- 六 電気主任技術者の職務に関する事。
- 七 電気主任技術者の執務に関する事。
- 八 電気工作物の保安のための巡視点検及び検査に関する事。
- 九 設置者と管理会社との連絡、報告及び調整に関する事。
- 十 その他電気工作物の保安に関し必要な事。

#### 【設置者及び総括管理者の義務】

- 第 7条 電気工作物に関する保安上重要な事項を決定又は実行しようとするときは、電気主任技術者の意見を求めるものとする。
- 2 電気主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。
  - 3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係のある場合には、電気主任技術者の参画のもとに立案し、決定するものとする。
  - 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、電気主任技術者を立ち合わせるものとする。

#### 【電気主任技術者の義務】

- 第 8条 電気主任技術者は、総括管理者を補佐し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を総括しなければならない。
- 2 電気主任技術者は、法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。
  - 3 電気主任技術者の執務は次の各号に定めるところにより行うものとする。  
(常駐の場合)
    - 一 当事業場に常時勤務するものとする。
    - 二 電気主任技術者の連絡方法については、受電室その他見やすい箇所に掲示しておくとともに、電気主任技術者との連絡責任者を選任しておくものとする。

#### 【従事者の義務】

- 第 9条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

#### 【連絡責任者】

- 第 10条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要な事項を電気主任技術者に連絡する責任者を当事業場にあらかじめ指名しておくものとする。

#### 【電気主任技術者不在時の措置】

第 11条 電気主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、その業務の代行を行う者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

2 代務者は、電気主任技術者の不在時には、電気主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

#### 【電気主任技術者の解任】

第 12条 電気主任技術者が次の各号に該当する場合は、解任することができるものとする。

- 一 電気主任技術者が病気等により欠勤が長期にわたり、保安の確保上不相当と認められたとき。
- 二 電気主任技術者が法令又は、この規程の定めるところに違反し、又は怠って保安の確保上不相当と認められたとき。

### 第 3 章 保安教育

#### 【保安教育】

第 13条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事するものに対する電気工作物の保安に関する必要な知識及び技能の教育は、電気主任技術者及び管理会社の意見を求めて計画的に行うものとする。

2 電気主任技術者は、前項の保安教育について助言又は意見具申するものとする。

3 第1項の保安教育は、原則として、次の各号によるものとする。

- 一 電気工作物の工事、維持及び運用に関する知識及び技能の修得に関する事項
- 二 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関する基本的心得等保安思想の徹底に関する事項
- 三 事故時及び非常災害時の措置に関する事項
- 四 その他電気工作物の保安に関する必要な事項

#### 【保安に関する訓練】

第 14条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、事故その他非常災害が発生したときの措置について少なくとも年 1 回以上実地指導訓練を行うものとする。

2 電気主任技術者は、前項の保安に関する訓練について助言又は意見具申するものとする。

3 第1項の保安に関する訓練を行うにあたっては、あらかじめ管理会社と協議するものとする。

## 第4章 工事の計画及び実施

### 【工事計画】

第15条 電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するにあたっては、電気主任技術者及び管理会社の意見を求めるものとする。

2 電気主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、総括管理者に対して電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「補修工事」という。）の年度計画を立案し、総括管理者の承認を求めなければならない。

3 前項の計画は、当事業場の各部門との連絡を緊密にし、その意見を聴いて行わなければならない。

### 【工事の実施】

第16条 電気工作物に関する工事計画の実施にあたっては、当事業場の営業活動等と調整を図り、総括管理者の承認を経てこれを実行するものとする。

2 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、必要に応じ作業責任者を選任し、電気主任技術者の監督のもとにこれを施工するものとする。

3 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には、電気主任技術者においてこれを検査し、保安上支障が無いことを確認した上で引き取るものとする。

4 工事の実施にあたっては、その保安を確保するために別に定める作業心得によって行わなければならない。

5 作業心得は、次の各号について定めるものとする。

- 一 停電範囲と時間、作業用器具等の準備状況の電気主任技術者による確認。
- 二 作業時間、停電時間、及び危険区域の表示。
- 三 停電中の遮断器、開閉器の誤操作の防止措置。
- 四 作業責任者の氏名とその責任。
- 五 作業終了時の点検及び測定。
- 六 その他必要な事項。

## 第5章 保 守

### 【巡視、点検、測定】

第17条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、別表第1に定める基準により行わなければならない。

2 電気主任技術者は、別表第1に定める基準により電気工作物の保守業務の指導監督を行うにあたっては、当事業場の営業活動等と調整を図り年度実施計画を作成し、総括管理者の承認を経てこれを実施しなければならない。

3 巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するもの

とする。

#### 【事故の再発防止】

第 18条 事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

### 第 6 章 運転又は操作

#### 【運転又は操作等】

第 19条 電気工作物の運転または操作の基準は、別に定める細則によるものとする。

2 前項の細則は、次の各号に定めるものとする。

- 一 平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転または操作を要する機器の操作順序及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統。
- 二 電気工作物の軽微な事故を修理しまたは使用を停止し、若しくは使用を制限する等の応急措置並びに報告又は連絡要領。
- 三 関西電力株式会社（以下「電気事業者」という。）の供給変電所又は所轄営業所との連絡事項。
- 四 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法の掲示。
- 五 遮断器、断路器の開閉その他必要な事項については、電気事業者との間に締結している「受電に関する協定書」及び「自家用発電並列運転に関する協定書」によるものとする。

### 第 7 章 災害対策

#### 【防災体制】

第 20条 台風、洪水、地震、火災、その他の非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために、防災思想を従業者に徹底し、応急資材を備蓄するとともに、災害発生時の措置に関する体制をあらかじめ整備し、並びに当事業場外関係機関との協力体制及び連携体制を整備しておくものとする。

2 電気主任技術者は、非常災害発生時において、電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。

3 電気主任技術者は、災害等の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができるものとする。

### 第 8 章 記 録

#### 【記録等】

第 21条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、別表第2に定めるところにより記録し、これを必要な期間保存するものとする。

- 一 巡視点検測定記録（日常、定期、精密）



- 二 電気事故記録
- 三 補修工事記録
- 四 受電日誌

2 主要電気機器の補修記録は別表第3に定める設備台帳により記録し、必要な期間保存するものとする。

## 第9章 責任の分界

### 【責任の分界点】

第 22条 電気事業者との保安上の責任及び財産分界点は、  
電力需給契約書に基づく責任分界点とする。

### 【需要設備の構内】

第 23条 当事業場の需要設備の構内は別図（需要設備の構内図）に示すとおりとする。

## 第10章 整備その他

### 【危険の表示】

第 24条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起する表示を設けなければならない。

### 【測定器具類の整備】

第 25条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類は常に整備し、これを適正に保管しなければならない。

### 【図面、書類の整備】

第 26条 電気工作物に関する結線図、系統図、配線図、主要機器関係図、設計図、仕様書、取扱い説明書等については整備し、必要な期間保存しなければならない。

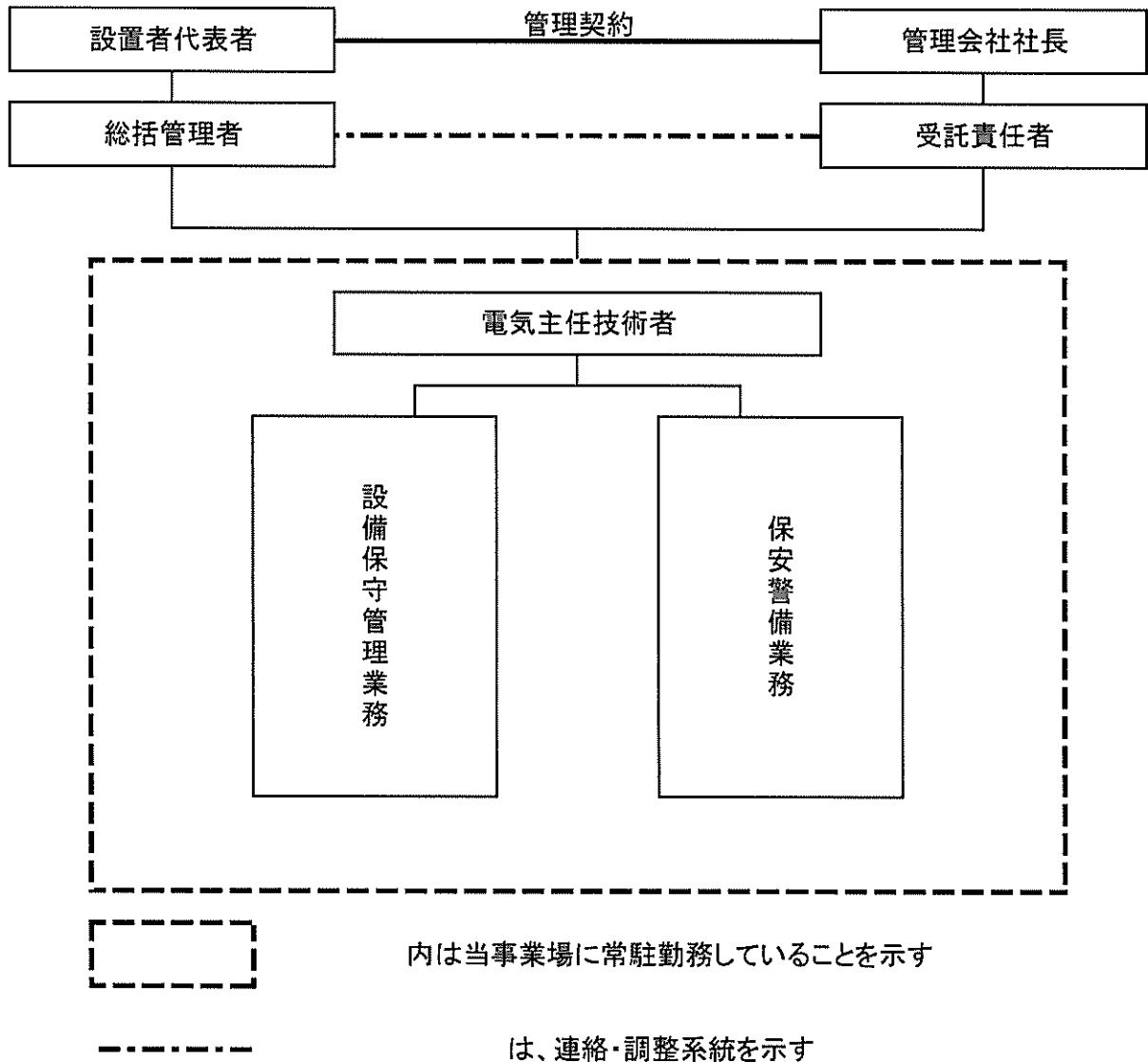
### 【手続き書類等の整備】

第 27条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面その他主要な文書については、その写しを必要な期間保存しなければならない。

## 付 則

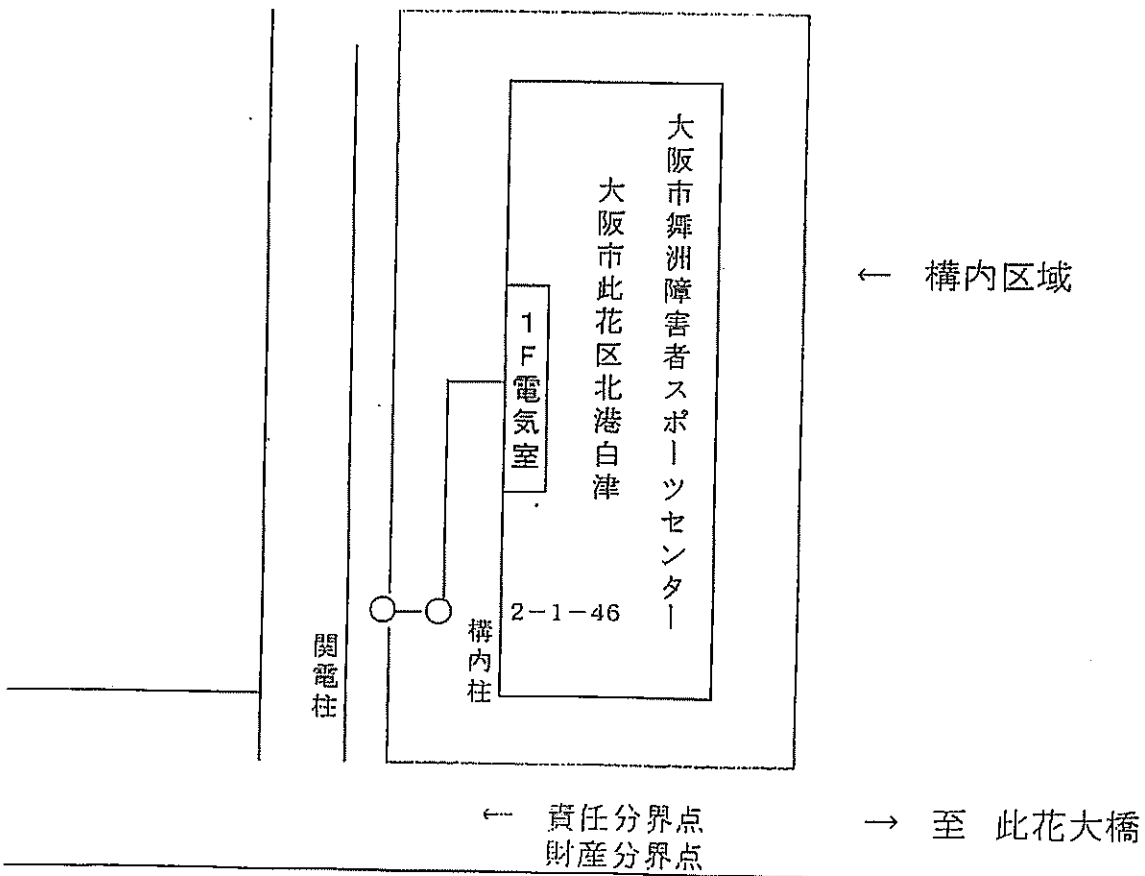
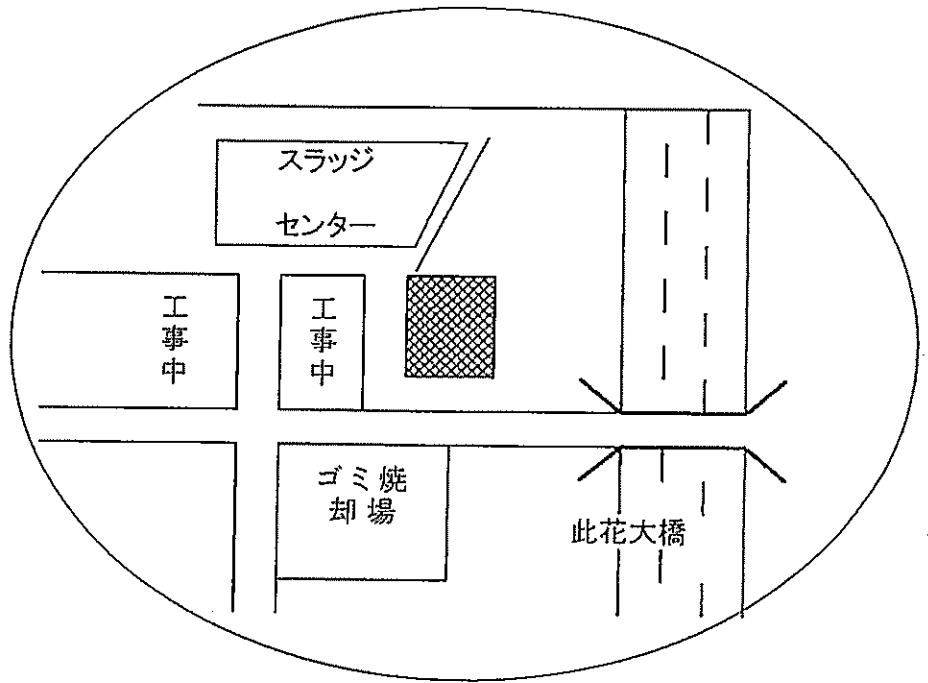
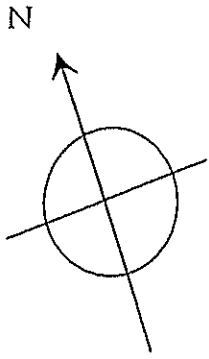
1. この規程は、令和 2年 7月 1日から施行する。

# 保安全管理執行組織図



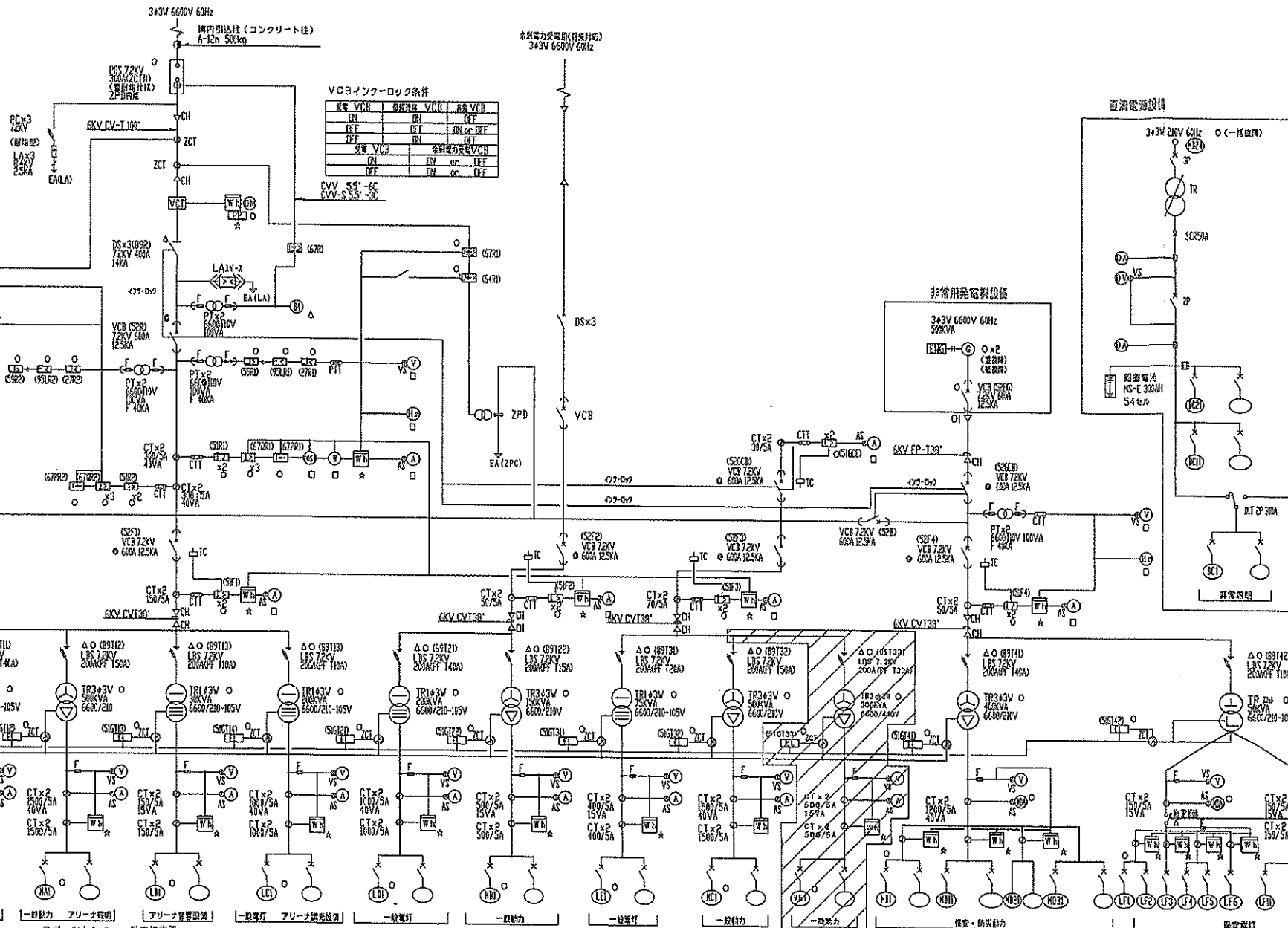
# 需要設備の構内

附近見取図



ゴミ焼却場

記号	名称	規格	記号	名称	規格
PGS	変圧機	電力会社仕様	U-1	高圧絶縁子	DGR
PGY	変圧機	電力会社仕様	U-2	高圧絶縁子	UVR
DD	避雷器	電力会社仕様	U-3	高圧絶縁子	OVGR
VCD	高圧遮断機	電力会社仕様	U-4	高圧絶縁子	UFR
LA	避雷器	電力会社仕様	U-5	高圧絶縁子	OVFR
LDB	変圧機	電力会社仕様	U-6	高圧絶縁子	RPR
VH	高圧遮断機	電力会社仕様	U-7	高圧絶縁子	
SP	リアクトル	電力会社仕様	U-8	高圧絶縁子	
SC	コンデンサ	電力会社仕様	U-9	高圧絶縁子	
TR	変圧機	電力会社仕様	U-10	高圧絶縁子	
PT	電圧変圧機	電力会社仕様	U-11	高圧絶縁子	
CT	電流変圧機	電力会社仕様	U-12	高圧絶縁子	
ZCT	接地電圧変圧機	電力会社仕様	U-13	高圧絶縁子	
OCF	過電流保護装置	電力会社仕様	U-14	高圧絶縁子	
LGR	接地抵抗器	電力会社仕様	U-15	高圧絶縁子	
AX	避雷器	電力会社仕様	U-16	高圧絶縁子	
DS	変圧機	電力会社仕様	U-17	高圧絶縁子	



- 図中記入記号は下記による。  
 △ 中央監視室にて状態表示を行う。  
 ○ 中央監視室にて制御操作を行う。  
 □ 中央監視室にて制御(リリ)信号を行う。  
 ☆ 中央監視室にて制御(リリ)信号を行う。  
 ⊙ 中央監視室にて制御、状態、監視を行う。
- スイッチギア仕様  
 34.5kV (V) 遮断機(リリ) 50kA  
 11kV (V) 遮断機(リリ) 50kA  
 11kV (V) 遮断機(リリ) 50kA
- 図中、定数は設計者の判断による。
- 分界レ線の定格電流は50kAとする。
- 分界レ線の定格電流は50kAとする。
- 高圧側の定格電流は50kAとする。
- 高圧側の定格電流は50kAとする。

分界ブレーカー	容量 (kVA)	負荷名称	分界ブレーカー	容量 (kVA)	負荷名称	分界ブレーカー	容量 (kVA)	負荷名称	分界ブレーカー	容量 (kVA)	負荷名称	分界ブレーカー	容量 (kVA)	負荷名称	分界ブレーカー	容量 (kVA)	負荷名称	分界ブレーカー	容量 (kVA)	負荷名称		
LA1	225	150	20.5	S1L-1, S1L-3	MA1	3	225	150	23.2	S1M-1	LD1	3	225	125	11.7	R2L-1	LE1	3	50	50	6.1	C1L-1
LA2	225	225	52.7	S1L-2	MA2	3	225	225	43.4	S1M-2-3-4	LD2	3	400	250	37.6	R2LM-1	LE2	3	225	125	20.5	C1L-2-3, C2L-2
LA3	225	225	53.0	S1L-4	MA3	3	400	250	48.0	S1M-5	LD3	3	225	175	20.2	R3L-1	LE3	3	225	200	41.4	C2L-1
LA4	225	225	16.2	S2L-1	MA4	3	225	175	20.0	S1M-5	LD4	3	225	150	24.9	R3L-2	LE4	3	225	225	予備	
LA5	225	225	40.4	S2L-3	MA5	3	225	125	14.2	S1M-7, 昇降機制御	LD5	3	225	175	26.6	R3L-2	LE5	3	100	100	予備	
LA6	225	225	予備		MA6	3	100	75	5.0	S2M-1	LD6	3	225	150	26.1	R4L-1	LE6	2	50	20	予備	
LA7	100	100	予備		MA7	3	225	225	38.0	S2M-2-3-4, 昇降機	LD7	3	225	150	26.1	R5L-1	LE7	2	100	75	予備	
					MA8	3	225	175	26.0	S2M-5	LD8	3	225	175	20.0	R6L-1	LE8	2	50	20	予備	
					MA9	3	400	300	50.0	EV-1-2	LD9	3	225	225	予備		LE9	2	50	30	2.0	C, C
					MA10	3	400	250	59.0	アーク消滅装置 (EP-1)	LD10	3	225	225	予備		LE10	3	225	175	28.0	C1M-2-3-4
					MA11	3	225	125	20.0	アーク消滅装置												
					MA12	3	225	200	63.0	S1L-6												
					MA13	3	100	100	29.7	S2L-2												
					MA14	3	100	100	29.7	S2L-4												
					MA15	3	100	75	12.0	昇降機												
					MA16	3	225	225	予備													
					MA17	3	225	225	予備													

大阪市営地下鉄 阿倍野線 W-ATESシステム設備構築工事  
受電設備用単線図

図面番号: HPA067A274

設計者: 小坂 和佳

校核者: 山本 和佳

承認者: 山本 和佳

発行日: 2003/26

スケール: 1/100

図名: シングルライン タイアグラム

種類: DIAG, SINGLELINE

図面番号: HPA067A274

発行日: 2003/26

スケール: 1/100

図名: シングルライン タイアグラム

種類: DIAG, SINGLELINE

巡視点検測定及び手入基準

目	項	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定			
		No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	測定項目	
受	電線及び支持物	1	1ヶ月	電線の高さ及び他の工作物樹木との離隔距離	1	1年	電柱、腕木、がいし、支線、支柱、保護網などの損傷	1	3年 ～5年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1ヶ月	標識保護さくの状態	2	1年	電線取付状態、弛度							
					3	1年	その他必要事項							
	ケーブル	1	1ヶ月	ヘッド、接続箱、分岐箱など接続部の加熱、損傷、腐食及びコンパウンド油漏れ	1	1年	その他必要事項	1	5年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定	
					2	1年	その他必要事項					2		1年
		2	1ヶ月	布設部の無断掘削			受けと刃の接触、過熱、変色、ゆるみ	2	3年 ～5年					
3	1ヶ月	標識、他物との離隔距離												
電	断路器	1	1ヶ月	受けと刃の接触、過熱、変色、ゆるみ	1	1年	停止して受けと刃の接触、過熱、ゆるみ、荒れ具合				1	1年	絶縁抵抗測定及び動作試験	
		2	1ヶ月	汚損、異物付着	2	1年	汚損、きれつ							
		3	1ヶ月	その他必要事項	2	1年	汚損、きれつ							
					3	1年	フレ止め装置の機能							
設	遮断器 開閉器類	1	1ヶ月	外観点検、汚損、油洩れ、きれつ、過熱、発錆、損傷	1	1年	停止して外部の損傷、腐食、過熱、油量、発錆、変形、ゆるみ	1	2年又 は一定 の遮断 回数に よる	停止して内部について接触子の荒れ具合、ゆるみ、変形、焼損、損傷 操作機構及び付属装置の各部点検 遮断速度測定(開極投入時間最小動作電圧及び電流の測定を含む) その他必要事項	1	1年	絶縁抵抗測定	
					2	1年	操作具、機構	2	"			2		1年
		2	1ヶ月	指示、点灯	3	1年	付属装置の状態	2	"			3	3年	絶縁油試験
					4	1年	油の汚れ、必要によりその特性調査	3	"			4	1年	
					5	1年	接地線接続部	4	"					
					6	1年	その他必要事項							
備	母線	1	1ヶ月	必要により特定部位のものについて行う(点検箇所、ねらいは定期巡視点検より抜粋)	1	1年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷	1	3年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、ねらいは定期巡視点検より抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定	
					2	1年	接続部分、クランプ類の腐食、損傷							
					3	1年	がいし類、支持物の腐食、損傷、変形、ゆるみ							
					4	1年	その他必要事項							

目	項	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測 定			
		No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	測定項目	
受 電 変 電 設 備	受電用 変圧器	1	1ヶ月	本体の外部点検、 漏油、損傷、汚損、 変形、ゆるみ、発 錆、腐食 振動、音響、油量 温度	1	1年	停止して各部の損 傷、腐食、発錆、 ゆるみ、変形、き れつ、汚損、油量	1	5年	停止して内部につ いて点検(コイル 接続部、リード線、 鉄心、その他各部)	1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1ヶ月	付属装置の点検、 動作状態、取付状 態	2	1年	付属装置各部の点 検(機能及び状態)	2	5年	付属装置及び機器 の内部点検	2	1年	接地抵抗測定	
		3	1ヶ月	その他必要事項	3	1年	油の汚れ、必要に より特性調査	3	5年	その他必要事項	3	3年	必要により絶 縁油試験	
					4	1年	接地線接続部							
					5	1年	その他必要事項							
	計器用 変成器	1	1ヶ月	外部の損傷、腐食、 発錆、変形、汚損、 油洩れ、油量、温 度、音響、ヒュー ズの異常	1	1年	停止して各部の損 傷、腐食、接触、 発錆、ゆるみ、変 形、きれつ、汚損、 油洩れ、ヒューズ の異常	1	3年	油入式について、 停止して内部の点 検	1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1ヶ月	その他必要事項	2	1年	接地線接続部	2	2年	必要により油の汚 れ及び特性調査	2	1年	接地抵抗測定	
					3	1年	その他必要事項	3	3年	その他必要事項				
	避 雷 器	1	1ヶ月	外部の損傷、きれ つ、ゆるみ、汚損	1	1年	外部の損傷、きれ つ、ゆるみ、汚損、 コンパウンドの異 常				1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1ヶ月	その他必要事項	2	1年	接地線接続部				2	1年	接地抵抗測定	
					3	1年	その他必要事項							
	配 電 盤	1	1ヶ月	計器の異常、表示 札表示灯の異常	1	1年	表面配線の塵埃汚 損、損傷、過熱	1	2年	停止して各部の損 傷、過熱、ゆるみ	1	1年	絶縁抵抗測定	
2		1ヶ月	操作、切換開閉器 などの異常	2	1年	ゆるみ、断線	2	2年	断線、接触、脱落	2	1年	接地抵抗測定		
3		1ヶ月	その他必要事項			接地線接続部	3	2年	端子、配線符号 その他必要事項	3	1年	保護継電器の 動作特性		
電 力 用 コンデン サ	1	1ヶ月	本体外部点検、漏 油、汚損、音響、 振動	1	1年	外部の損傷、腐食				1	1年	絶縁抵抗測定		
				2	1年	接地線接続部				2	1年	接地抵抗測定		
配 電 設 備 ( 屋 外 電 線 を 含 む )	断 路 器 遮 断 器 開 閉 器 類	1	1ヶ月	受変電設備用と同 じ	1	1年	受変電設備用と同 じ	1	2年又 は一定 の遮断 回数に よる	受変電設備用と同 じ	1	1年	絶縁抵抗測定	
										2	1年	接地抵抗測定		
配 電 用 変 圧 器	1	1ヶ月	必要により特定範 囲のものについて 行う(点検箇所、 ねらいは受変電設 備用と同じ)	1	1年	受変電設備用と同 じ	1	5年 ~10年	受変電設備用と同 じ	1	1年	受変電設備用 と同じ		
										3	3年	絶縁油試験		
そ の 他 付 属 設 備	1	1ヶ月	必要により特定範 囲のものについて 行う	1	1年	母線、がいし、ク ランプ、支持物な どは受変電設備用 に準じて行う(停 止せず)	1	3年	必要により特定対 象を定めて行う( この場合停止して 点検する)	1	1年	絶縁抵抗測定		
										2	1年	接地抵抗測定		
									2	3年	その他必要事項			

目	項	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定		
		No.	周 期	点検箇所、わらい	No.	周 期	点検箇所、わらい	No.	周 期	点検箇所、わらい	No.	周 期	測定項目
配 電 設 備	電線及び 支持物	1	1ヶ月	電線の高さ及び他 の工作物樹木との 離隔距離	1	1年	電柱、腕木、がい し、支線、支柱、 保護網などの損傷	1	3年 ～5年	必要により特定対 象を定めて行う(	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	標識保護さくの状態	2	1年	腐食			点検箇所、部位は 定期巡視点検より 抜粋)			
		3	1年	その他必要事項									
	ケーブル	1	1ヶ月	ヘッド、接続箱、 分岐箱など接続部 の加熱、損傷、腐 食及びコンパウン ド油漏れ	1	1年	ケーブル腐食、き れつ、損傷	1	5年	必要により特定対 象を定めて行う(	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	布設部の無断掘削	2	1年	その他必要事項			点検箇所、部位は 定期巡視点検より 抜粋)	2	1年	接地抵抗測定
		3	1ヶ月	標識、他物との離 隔距離				2	3年 ～5年	地盤沈下の影響			
負 荷 設 備	電動機 その他 回転機	1	1日	運転者が音響、回 転、過熱、異臭、 給油状況などに ついて注意する	1	3ヶ月	音響、振動、温度	1	3年	必要により特定対 象を定めて行う	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	必要により特定範 囲のものについて 電気担当者が行う	2	1年	停止して各部の汚 損、ゆるみ、損傷			温度上昇等を考慮 し内部分解点検、 コイル、軸受、通 風、付属装置など の手入	2	1年	接地抵抗測定
					3	1年	伝達装置の異常な ど外部点検を行う			温度上昇等を考慮 し、回転子引出掃 除	3	1年	必要により特 性試験
					4	1年	制御装置点検	2	3年	その他必要事項			
					5	1年	接地線接続部	3	3年	その他必要事項			
電熱乾燥 装置	1	1日	運転者が温度、変 形、損傷などに ついて注意する	1	1年	停止して各部の変 形、損傷、ゆるみ	1	3年	必要により特定対 象を定めて行う(	1	1年	絶縁抵抗測定	
	2	1ヶ月	接続部変色、過熱、 熱線の腐食、取付 点検	2	1年	可燃物との離隔状 況			点検箇所、部位は 定期に準じて内部 点検を行う)	2	1年	接地抵抗測定	
	3	1ヶ月	必要により特定範 囲のものについて 電気担当者が行う			その他必要事項							
照明設備	1	1日	使用者が異音、汚 損、不点、温度、 臭気過熱などに注 意する	1	1年	照明効果、汚損、 音響、温度、コン パウンド洩れ				1	1年	絶縁抵抗測定	
				2	1年	その他必要事項				2	1年	接地抵抗測定	
配線及び 配線器具	1	1ヶ月	開閉器の点検、湿 気、じんあい等に 注意	1	1年	開閉器、器具との 接続	1	2年	許容電流と負荷電 流との確認	1	1年	絶縁抵抗測定	
			器具の損傷、腐食、 分電盤スイッチ、 ヒューズの適正及 びゆるみ、過熱			器具の損傷、腐食、 分電盤スイッチ、 ヒューズの適正及 びゆるみ、過熱				2	1年	接地抵抗測定	
										3	1年	必要により配 線用遮断器及 び漏電遮断器 の特性試験	

項目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定			
	No.	周期	点検箇所、わらい	No.	周期	点検箇所、わらい	No.	周期	点検箇所、わらい	No.	周期	測定項目	
発電設備	原動機 関係	1	1ヶ月	燃料系統からの油 漏及び貯油	1	1年	機関主要部分の分 解、点検	1	3年又 は一定 の運転 時間に よる	内燃機関の分解 点検、測定			
		2	1ヶ月	機関の始動、停止									
		3	1ヶ月	始動用空気タンクの 圧力 その他必要事項は 細則による									
備	発電機 関係	1	1ヶ月	電動機その他回転 機と同じ	1	1年	電動機その他回転 機と同じ	1	3年	電動機その他回転 機と同じ	1	1年	絶縁抵抗測定
											2	1年	接地抵抗測定
											3	3年	継電器試験
	蓄電池	1	1ヶ月	液面、沈殿物、色 相、極板彎曲、隔 離板、端子のゆる み、損傷	1	1年	木台、がいの腐 食、損傷、耐酸塗 料のはくり	1	3年	充電装置の内部点 検	1	1ヶ月	比重測定
		2	1ヶ月	充電装置の動作状 態	2	1年	床面の腐食、損傷	2	3年	必要により対象を 定めて行う	2	1ヶ月	液温測定
		3	1ヶ月	電池の電圧	3	1年	その他必要事項				3	1ヶ月	電圧測定
											4	1年	絶縁抵抗測定 (充電装置)



令和 年 月 日 天候 気温 °C 湿度 %

(2) 絶縁抵抗測定	高圧関係	種別	P-E	S-E	P-S	備考
	低圧関係	回路・機器名	電圧	線間	大地間	結果

令和 年 月 日 天候 気温 °C 湿度 %

(3) 絶年耐力試験							
被試験機器名	最大使用電圧	試験電圧	電圧計の読み	励磁電流	漏れ電流	試験時間	結果
試験回路接続図							
変圧比							
電圧計の読み=	最大使用電圧	×	1.5	×	(	ボルト	)
	( ボルト)					ボルト	
	= ( ボルト)						

(4) 継電器試験									
用途	種類	製造者名	型式	製造番号	整定値		最小動作電流	時限特性	
					タップ	レバー		200%	500%
試験回路接続図									
(注) 整定値は試験時の値を記入すること。									

(5) 遮断器試験				
用途	トリップ機構 最小動作電流	整定値	動作状況	備考
発電用				

(6) 制御関係動作試験

種別	動作状況	備考

(7) 警報装置試験

種別	動作状況	備考

(8) 表示装置試験

種別	動作状況	備考

(9) 設置抵抗試験

種別	動作状況	備考

第2種設置抵抗許容量

(注) 第2種設置抵抗許容量は電力会社に問い合わせの上記入すること。



# 日常巡視点検測定記録

(日常の巡視点検手入れ及び測定用)

令和 年 月 日 天候 気温 °C 湿度 %

巡視点検			手入記録		
時刻	氏名	記事	作業原因	部門	作業内容と記事

(注) 作業原因は、突発的軽故障、事前の事故防止等をいう。

# 定期巡視点検測定記録

(定期精密及び臨時の点検手入れ及び測定用)

令和 年 月 日 天候 気温 °C 湿度 %

--

(注) 1. 責任分界点以降の高圧回路、及び機器の定格・使用タップ番号等を記入すること。

(注) 2. 設備変更の場合には、変更部分を朱記すること。

受電用遮断器	キロ ボルト	アン ペア	アン ペア	三相短絡容量	キロ アンペア
配電線路 構内電線路 の列	架空、地中、その他			電気方式	相 線式
	電源の種類太さ			支持物の構造	
	地中電線の 布設方式			保護継電器	

# 電気事故記録

軽 重

(何れか抹消)

年 月 日

記録作成者

速報提出	年 月 日 時	詳報提出	年 月 日	事業場名
提出方法		提出方法		備 考
提出先		提出先		

件 名							
事故発生の日時		天	候				
事故発生の場所							
事故発生の電気工作物		使用電圧					
事故の状況							
事故の原因							
保護装置の種類及び動作の適否							
被害電気工作物の概要							
他に及ぼした障害							
供給支障電力及び供給支障時間		発電支障電力及び発電支障時間					
復旧の日時		復旧に要する費用					
事故再発の防止対策							
被害者	所属	氏名	性別	年齢	作業 経験年数	被害の内容	
自家用電気工作物の概要	業種	発電電力			kW	発電電圧	V
		受電電力			kW	受電電圧	kV

## 設備台帳

機器名	製造者	型式	製造年月	定格容量	補修記録			

- (注) 1. 主要機器とは、変圧器、遮断器、配電盤等をいう。  
2. 補修記録欄は、事故に対する事前及び事後措置 (例〇年〇月〇日変圧器油の取替、〇年〇月〇日遮断器のブッシング取替等)



## 補修工事記録

令和 年 月 日 天候 気温 °C 湿度 %


工事件名又は作業名							
停止時間							
機械名及び容量、相、型、屋内外、番号、製造所、その他	機器名				屋内外		
	容量		型式		定格電圧		定格電流
	相数		製造年月		製造番号		製造者名
請求職場							
作業記事 (状況結果、改善意見、説明図等)							
絶縁抵抗							
その他の記録							
測定器名							
作業社名 (社名、社外)					使用資材 (品名、数量)		

- (備考) 1. 絶縁抵抗測定の場合は使用メガーの電圧並びに前回測定の方と比較記入すること。  
2. 1件名1葉のこと。記事は簡単明瞭とすること。